

## 第 1 3 2 号議案

足立区介護保険事業者支援施設条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 2 5 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区介護保険事業者支援施設条例の一部を改正する条例  
足立区介護保険事業者支援施設条例(平成 1 1 年足立区条例第 4 6 号)  
の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

( 選定等委員会 )

第 4 条 前条に規定する承認並びに第 9 条第 2 項に規定する使用料の減額及び免除に関し意見を聴くため、区長の附属機関として足立区介護保険事業者支援施設使用者選定等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項を調査し、審議する。

( 1 ) 支援施設を使用する介護保険事業者の選定に関する事。

( 2 ) 使用料の減額及び免除に関する事。

( 3 ) その他区長が必要と認める事項に関する事。

3 委員会は、前項に掲げる事項に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱又は任命する 7 人以内をもって組織する。

4 前 3 項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 条第 4 号及び第 1 6 条第 1 項第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

( 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正 )

- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 ( 昭和 39 年足立区条例第 17 号 ) の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区介護保険事業者支援施設使用者 選定等委員会	日額 7,000 円
-----------------------------	------------

( 提案理由 )

足立区介護保険事業者支援施設使用者選定等委員会を区長の附属機関として設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。